

兵庫県社会的養育推進計画策定の背景と目的

1 背景と目的

兵庫県では、国が平成23年7月に取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」を踏まえ、家庭養護を優先し、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくという方針に沿って、平成27年度から平成41年度までの「兵庫県家庭的養護推進計画」を策定しました。

日本は、平成6年に「児童の権利に関する条約」に批准していますが、条約では施設養護の優先度が低く設定されており、国連が日本の社会的養護のあり方に見直しを要求したこと等から、平成28年に児童福祉法の改正が行われました。

改正児童福祉法では、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定が改正され、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。また、平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律において、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされました。

これら児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、平成29年8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

「新しい社会的養育ビジョン」では、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、里親への包括的支援体制の抜本的強化や子どものニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革に加え、市町における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所・一時保護改革、特別養子縁組の推進、子どもの自立支援等について具体的な取組が示されました。里親等委託率については、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内に50%以上を実現することが目標とされています。

これら改正児童福祉法等を受けて、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育されるよう、平成27年3月策定の「兵庫県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、令和2年3月に「兵庫県社会的養育推進計画」を策定しました。

令和4年の改正児童福祉法では、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化や一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化、児童の意見聴取等の仕組みの整備、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入など子どもに対する家庭及び養育環境の支援が強化されました。これらを踏まえ、令和11年度までの後期5か年の取組を推進するため、「兵庫県社会的養育推進計画」を改定します。

2 パブリック・コメント手続により提出いただいたご意見等の取扱いについて

県民の皆さんからご提出いただいたご意見などについては、最終計画作成の際の参考とします。

また、提出していただいたご意見などの概要及びそれに対する考え方を、令和7年3月頃に最終計画とともに発表します。